（削る）

三十四の七	（略）
三十四の八～三十四の十四	（略）
三十五～八十七	（略）
八十八　フエニルメチルアミノプロパノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
(1)～(3)	（略）
(4)	一日量中（一Ｓ・二Ｓ）－二－メチルアミノ－一－フエニルプロパン－一－オール（別名プソイドエフエドリン）として一九六・六㎎以下を含有する内用剤
八十九～百七の二	（略）
百七の三　ペグインターフエロン　アルファ－二ｂの製剤であつて、一個中ペグインターフエロン　アルファ－二ｂ二二二㎍以下を含有する注射剤	

類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二－〔二（ジエチルアミノ）エトキシ〕－三－フエニルプロピオフエノンとして一〇㎎以下を含有するものを除く。

三十四の七	四－ジエチルアミノ－二－ブチニル±－アルファ－シクロヘキシル－アルファ－フエニルグリコラート（別名オキシブチニン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)	一個中四－ジエチルアミノ－二－ブチニル±－アルファ－シクロヘキシル－アルファ－フエニルグリコラートとして三㎎以下を含有する内用剤
(2)	一枚中四－ジエチルアミノ－二－ブチニル±－アルファ－シクロヘキシル－アルファ－フエニルグリコラートとして七三・五㎎以下を含有する貼付剤
三十四の八　七－ジエチルアミノ－五－メチル－Ｓ－トリアゾロ〔一・五－ａ〕ピリミジン（別名トラピジル）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
(1)・(2)	（略）
三十四の九～三十四の十五	（略）
三十五～八十七	（略）
八十八　フエニルメチルアミノプロパノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
(1)～(3)	（略）
(4)	一日量中（一Ｓ・二Ｓ）－二－メチルアミノ－一－フエニルプロパン－一－オール（別名プソイドエフエドリン）として一八〇㎎以下を含有する内用剤
八十九～百七の二	（略）
百七の三　ペグインターフエロン　アルファ－二ｂの製剤であつて一個中ペグインターフエロン　アルファ－二ｂ二二二㎍以下を含有する注射剤	

百七の四　ペグセタコプラン及びその製剤	
百七の五　ペグバリアーゼ及びその製剤	
百七の六　ペグビソマント及びその製剤	
百七の七～百七の十	（略）
百八～百十七の六	（略）
百十八	（略）
百十八の二　ミリキズマブ及びその製剤	
百十八の三	（略）
百十八の四	（略）
百十九～百三十六	（略）
百三十七　ロペグインターフエロン　アルファ－二ｂ及びその製剤	

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～二百二十	（略）
二百二十一　ロペグインターフエロン　アルファ－二ｂ及びその製剤	

（新設）

百七の四　ペグビソマント（遺伝子組換え）及びその製剤	
百七の五～百七の八	（略）
百八～百十七の六	（略）
百十八　ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルマリン石けん液及びホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。	
（新設）	
百十八の二　二－〔三－〔四－（メタ－クロロフエニル）－一－ピペラジニル〕プロピル〕－ｓ－トリアゾロ〔四・三－ａ〕ピリジン－三（二Ｈ）－オン（別名トラゾドン）、その塩類及びそれらの製剤	
百十八の三	（略）
百十九～百三十六	（略）
（新設）	

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～二百二十	（略）
（新設）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十八号⑷に規定する内用剤であって、令和五年九月三十日以前に現に存し、かつ、これに添付する文書又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の記載があるものについては、これらの記載に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。